

巡回日

7月25・26・27日

国保・後期高齢者医療のみなさまへ

保険証を更新します

現在お使いの国民健康保険、後期

高齢者医療の保険証等の有効期限は、
平成24年7月31日までとなつております。

新しい保険証等は7月25日（水）、

26日（木）、27日（金）に各地区を巡回

して、現在お使いの保険証等と交換
しますので、指定の場所で更新して
ください。

※学生・遠隔地の保険証も同時に更
新してください。

■お住まいの地区指定日に都合 の悪い場合

お住まいの地域の更新日以降に次
の窓口で更新してください。

【西伯地区の方】法勝寺庁舎町民

生活課

【会見地区の方】天萬庁舎町民生
生活課

【会見地区の方】天萬庁舎町民生
生活課

■限度額適用・標準負担額減 額認定証について

現在、国民健康保険の限度額適用・
標準負担額減額認定証等（白色）の交
付を受けている方で、8月1日以降

も引き続き入院等において医療費の
限度額適用、食事代の減額認定を受
けられる場合は、役場での更新手続
きが必要になります。

【更新期間】

8月1日から8月31日まで

（9月1日以降も申請できますが、
申請月の初日から有効となります。）

【更新場所】

法勝寺庁舎及び天萬庁舎町民生活課

【必要書類】印鑑、保険証
【注意事項】

70歳以上の方の限度額認定証は、
住民税非課税世帯の方が対象です。
よって、平成24年度の住民税課税世
帯の方は、8月以降の限度額認定証
の対象になりません。

■その他注意事項

【注1】現在お使いの保険証等との
引き換えになりますので、返納で
きない場合は、更新に来られる方
の免許証など（本人確認ができる
もの）が必要です。

【注2】返納いただく保険証の中に、
診察券、特別医療費受給資格証（青
色）など、今回の更新の対象でな
いものがはさまれていないか確認
してください。

■問合せ先
町民生活課（法勝寺庁舎内）

☎ 66-3116

